

# 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 次第

日時：令和6年3月27日（水）

午前10時～

場所：大和郡山市役所4階大会議室

## 1. 開会・挨拶

## 2. 議題

(1) 令和6年度大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 事業計画及び予算案について  
・・・(資料1・資料2・資料3)

(2) 元気城下町号のダイヤ改正について

・・・(資料4)

## 3. 閉 会

### <配布資料>

会議次第、出席者名簿、座席表、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

【資料1】 令和6年度事業計画書(案)

【資料2】 地域公共交通計画の概要

【資料3】 令和6年度予算書(案)

【資料4】 改正前後 元気城下町号ダイヤ表

# 令和5年度 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 名簿

令和6年3月27日(水) 10時～

大和郡山市役所4階 大会議室

所属団体名	役職	委員氏名	出欠	代理出席者職	代理出席者氏名
大和郡山市	市長	上田 清	出		
大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博	出		
大和郡山市平和地区自治連合会	会長	松下 俊雄	出		
大和郡山市治道地区自治連合会	会長	矢邊 滋之	出		
一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男	欠		
公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之	欠		
奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長	大西 秀樹	出	乗合事業部 統括課長	松石 康志
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	川口 宏幸	出	主席運輸企画専門官	釈迦戸 久夫
奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	渡邊 英一	出	幹事	今西 宏
奈良県県土マネジメント部リニア推進・ 地域交通対策課	課長	網蔵 孝紀	出	主任主事	竹之内 耀大
奈良県郡山土木事務所	所長	小松 順	出		
郡山警察署	署長	中井 義男	出	交通課長	長谷川 善一

(順不同)

## (事務局)

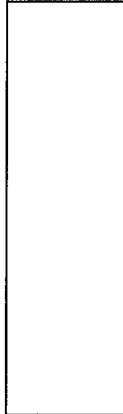
大和郡山市 総務部	部長	八木 謙治
大和郡山市 総務部 企画政策課	課長	辻井 和也
〃	係長	山本 直輝
〃	課員	源田 和弘

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 座席表

大和郡山市市長



大和郡山市自治連  
合会会長



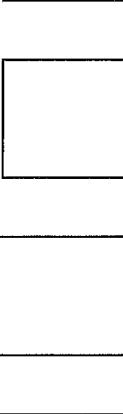
大和郡山市治道地  
区自治連合会会長



近畿運輸局奈良運  
輸支局支局長



奈良県県土マネジメ  
ント部リニア推進・地  
域交通対策課課長



郡山警察署署長



大和郡山市平和地  
区自治連合会会長



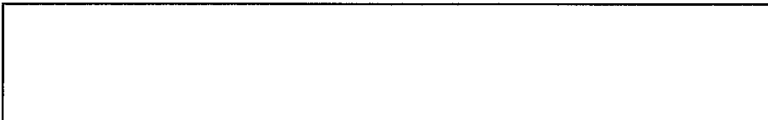
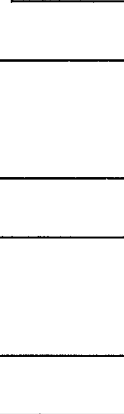
奈良交通株式会  
社社長



奈良県交通運輸産  
業労働組合協議会  
事務局長



奈良県郡山土木事  
務所所長



事務局

--	--	--

--	--	--

## ○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱

### (目的)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号。以下「法」という。）に規定する協議会の性格を有するものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 交通空白地有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 法第5条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 法第5条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 法第5条に掲げる計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

### (構成員)

第3条 協議会は、委員15名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県地域交通政策担当課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

#### (協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

6 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

7 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。

## 第1号議案

## 令和6年度事業計画（案）について

## 1. 地域公共交通計画の素案の作成

高齢化などの社会課題に対応し、かつ持続可能な公共交通施策を検討、実施するにあたって、市の将来の方向性を示す地域公共交通計画の、令和7年度での策定を目指し、基礎調査等を行うもの。

## 2. 実証実験計画の素案の作成

先述した令和7年度策定予定の地域公共交通計画において、将来的に目指す公共交通施策をより効果的なものにするため、同年度において実証実験を実施する予定であり、これに向けた計画をとりまとめる。

## 3. 協議会の開催

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会を開催する。

年3回程度を予定。

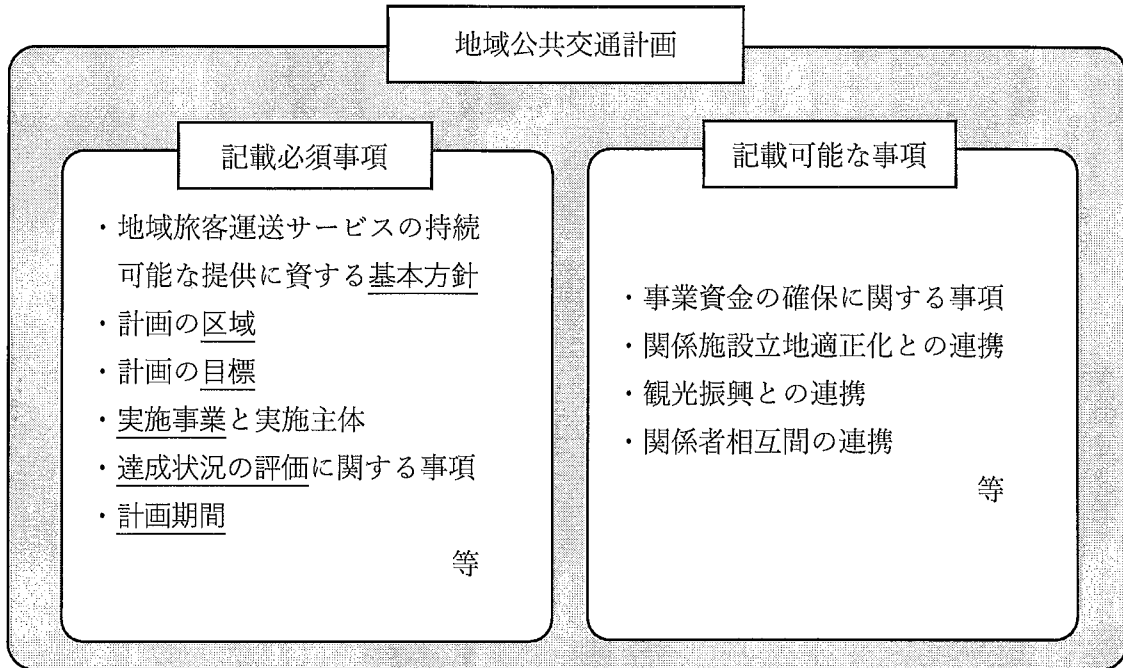
先述の素案および計画策定に関する協議を主な議題とする。

なお、上記事業を実施するにあたっては、専門的な知見を得ることを目的として、民間コンサルティング会社へ業務の委託を行うほか、国庫補助金および奈良県補助事業の活用を予定している。



●地域公共交通計画とは

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」であり、地方自治体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会での協議を行って作成するもの。



「地域公共交通計画の作成と運用の手引き [実践編]」から作成

## 第1号議案

## 令和6年度収支予算(案)について

## 1 歳入の部

(単位:円)

科目	予算額	備考
負担金	13,800,000	市負担金
補助金	3,500,000	国庫補助 500,000 県補助 3,000,000
繰越金	478	過去の預金利息
雑入	122	預金利息見込み
合計	17,300,600	

## 2 歳出の部

(単位:円)

科目	増減	備考
会議費	30,000	会議お茶代等
事務費	30,000	事務用品、郵送費等
事業費	13,633,000	地域公共交通再編に向けた基礎調査及び検討支援業務委託費
償還金	3,500,000	国庫補助金、県補助金分の市への償還金
予備費	107,600	
合計	17,300,600	

●元気城下町号時刻表(改正案)

順路	番号	停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
<p>運行順路</p>	1	老人福祉センター	—	9:20	11:00	13:15	15:00	16:30
	2	やまと郡山城ホール	—	9:22	11:02	13:17	15:02	16:32
	3	大和郡山市役所	—	9:24	11:04	13:19	15:04	16:34
	4	近鉄郡山駅	7:40	9:27	11:07	13:22	15:07	16:37
	3	大和郡山市役所	7:42	9:29	11:09	13:24	15:09	16:39
	2	やまと郡山城ホール	7:44	9:31	11:11	13:26	15:11	16:41
	1	老人福祉センター	7:48	—	—	—	—	—
	5	小川町	7:50	9:34	11:14	13:29	15:14	16:44
	6	八ローワーク前	7:51	9:35	11:15	13:30	15:15	16:45
	7	箱本館「紺屋」	7:57	9:41	11:21	13:36	15:21	16:51
	8	JR郡山駅西口	8:02	9:46	11:26	13:41	15:26	16:56
	9	柳町	8:05	9:49	11:29	13:44	15:29	16:59
	10	天井町	8:06	9:50	11:30	13:45	15:30	17:00
	11	さんて郡山	8:07	9:51	11:31	13:46	15:31	17:01
	12	青藍病院前	8:09	9:53	11:33	13:48	15:33	17:03
	13	JR郡山駅東口	8:13	9:57	11:37	13:52	15:37	17:07
14	平和団地前	8:15	9:59	11:39	13:54	15:39	17:09	
15	平和団地橋	8:17	10:01	11:41	13:56	15:41	17:13	
14	平和団地前	8:22	10:06	11:46	14:01	15:46	—	
13	JR郡山駅東口	8:25	10:09	11:49	14:04	15:49	—	
11	さんて郡山	8:29	10:13	11:53	14:08	15:53	—	
12	青藍病院前	8:31	10:15	11:55	14:10	15:55	—	
10	天井町	8:32	10:16	11:56	14:11	15:56	—	
9	柳町	8:33	10:17	11:57	14:12	15:57	—	
8	JR郡山駅西口	8:37	10:21	12:01	14:16	16:01	—	
16	郡山八幡神社	8:40	10:24	12:04	14:19	16:04	—	
4	近鉄郡山駅	8:43	10:27	12:07	14:22	16:07	—	
3	大和郡山市役所	8:45	10:29	12:09	14:24	16:09	—	
2	やまと郡山城ホール	8:47	10:31	12:11	14:26	16:11	—	
1	老人福祉センター	8:52	10:37	12:17	14:32	16:17	—	

●元気城下町号時刻表(現行)

順路	番号	停留所名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便
<p>運行順路</p>	1	老人福祉センター	—	9:30	11:00	13:15	15:00	16:30
	2	やまと郡山城ホール	—	9:32	11:02	13:17	15:02	16:32
	3	大和郡山市役所	—	9:34	11:04	13:19	15:04	16:34
	4	近鉄郡山駅	8:00	9:37	11:07	13:22	15:07	16:37
	3	大和郡山市役所	8:02	9:39	11:09	13:24	15:09	16:39
	2	やまと郡山城ホール	8:04	9:41	11:11	13:26	15:11	16:41
	1	老人福祉センター	8:08	—	—	—	—	—
	5	小川町	8:10	9:44	11:14	13:29	15:14	16:44
	6	八ローワーク前	8:11	9:45	11:15	13:30	15:15	16:45
	7	箱本館「紺屋」	8:17	9:51	11:21	13:36	15:21	16:51
	8	JR郡山駅西口	8:22	9:56	11:26	13:41	15:26	16:56
	9	柳町	8:25	9:59	11:29	13:44	15:29	16:59
	10	天井町	8:26	10:00	11:30	13:45	15:30	17:00
	11	さんて郡山	8:27	10:01	11:31	13:46	15:31	17:01
	12	青藍病院前	8:29	10:03	11:33	13:48	15:33	17:03
	13	JR郡山駅東口	8:33	10:07	11:37	13:52	15:37	17:07
14	平和団地前	8:35	10:09	11:39	13:54	15:39	17:09	
15	平和団地橋	8:37	10:11	11:41	13:56	15:41	17:13	
14	平和団地前	8:42	10:16	11:46	14:01	15:46	—	
13	JR郡山駅東口	8:45	10:19	11:49	14:04	15:49	—	
11	さんて郡山	8:49	10:23	11:53	14:08	15:53	—	
12	青藍病院前	8:51	10:25	11:55	14:10	15:55	—	
10	天井町	8:52	10:26	11:56	14:11	15:56	—	
9	柳町	8:53	10:27	11:57	14:12	15:57	—	
8	JR郡山駅西口	8:57	10:31	12:01	14:16	16:01	—	
16	郡山八幡神社	9:00	10:34	12:04	14:19	16:04	—	
4	近鉄郡山駅	9:03	10:37	12:07	14:22	16:07	—	
3	大和郡山市役所	9:05	10:39	12:09	14:24	16:09	—	
2	やまと郡山城ホール	9:07	10:41	12:11	14:26	16:11	—	
1	老人福祉センター	9:12	10:47	12:17	14:32	16:17	—	